

# 戸籍手数料が改正

平成5年1月1日から戸籍手数料が次の通り改正されます。

種類	新	旧
戸籍謄抄本	1通 400円	1通 300円
除かれた戸籍謄抄本	1通 700円	1通 500円
戸籍記載事項証明	証明事項 1件 300円	証明事項 1件 200円
除かれた戸籍記載事項証明	証明事項 1件 400円	証明事項 1件 300円
戸籍届書等の受理・不受理記載事項証明	1通 300円	1通 200円
戸籍届書等の閲覧	1件 300円	1件 200円

**し尿処理**  
 年末 12月28日(月)まで  
 年始 1月6日(水)から  
 連絡先 東総衛生組合  
 ☎0409

**燃えるごみの収集**  
 年末 12月29日(火)まで  
 年始 1月5日(火)から  
**燃えないごみの収集**  
 年末 平常どおり(17日(水))



**が年内最終日)**  
 年始 1月5日(火)と17日(日)  
 ※組合へ直接搬入する場合  
 年末 12月29日(火)まで  
 年始 1月4日(月)から  
**火葬業務**  
 休業日は1月1日・2日  
 その外は平常どおりです。  
 連絡先 環境衛生組合  
 ☎3036

## ↑ 年末年始のしごと ↓

### 『配偶者特別控除』

一般的に、全く収入のない配偶者(妻又は夫)であ



れば、配偶者控除及び配偶者特別控除が受けられることは、よく知られていると思いますが、配偶者に所得があり、その所得が35万円を超えている方は、控除対象配偶者にならないため、配偶者特別控除も受けられないと思っっている方が、意外に多いのでは？

配偶者特別控除は、納税者と生計を一にする配偶者があるときはその配偶者の所得に応じた金額を、最高35万円まで控除できるとい

うものですから、配偶者控除が受けられない方でも、配偶者特別控除は受けられる場合があります。

例えば、配偶者の年間所得が70万円(パート等の給与収入金額では、135万円)未満の方は、配偶者特別控除が受けられます(ただし、所得金額が35万円の場合は、ちようど0円となります)。

なお、この控除は、納税者の合計所得金額が1千万円を超えている場合及び生計を一にする配偶者自身が



この控除の適用を受けている場合は受けることはできません。

**問合せ** 銚子税務署 ☎0479-21571 役場  
 税務課 ☎1211

## 光スポーツ公園に またひとつ楽しみが増えました!

子供たちの夢であったユニーク自転車を購入。無料で貸し出していますのでご利用ください。

問合せ 光スポーツ公園 ☎851000



## ふれあいスキーツアー

### 参加者募集



**日時** 2月27日(土)~3月1日(月)  
**場所** 福島県あだたら高原スキー場  
**参加費** 男性 17,000円 女性 13,000円  
**対象者** 未婚の青年男女で、男性は町内在住者または勤務者、女性は参加自由。(先着30人募集)  
**申込先** 農業委員会事務局 ☎84-1211内線 167